

平成 31 年度 P E T ボトル再商品化業務実施に当たっての
重要事項

1. 平成 31 年度再商品化実施業務に関する重要な変更点

- 平成 30 年 7 月実施の「平成 31 年度 P E T ボトル再生処理事業者登録説明会」および 12 月実施の「平成 31 年度上期 P E T ボトル入札説明会」にて説明したとおり、平成 31 年度から、下記の 2 点の変更となります。

(1) 3 ヶ月ルールの改正

平成 30 年度以前

分別基準適合物の引取後、3 ヶ月以内に再商品化を行い再商品化製品を販売

平成 31 年度以降

分別基準適合物の引取後、3 ヶ月以内にフレークを製造、6 ヶ月以内に再商品化製品（フレーク、ペレット双方）を販売

(2) 再商品化委託料金の支払い方法の変更（有償・逆有償含む）

平成 30 年度以前

再商品化製品販売量（利用事業者の受領書）を再商品化率で割戻した数量に入札単価を乗じて計算

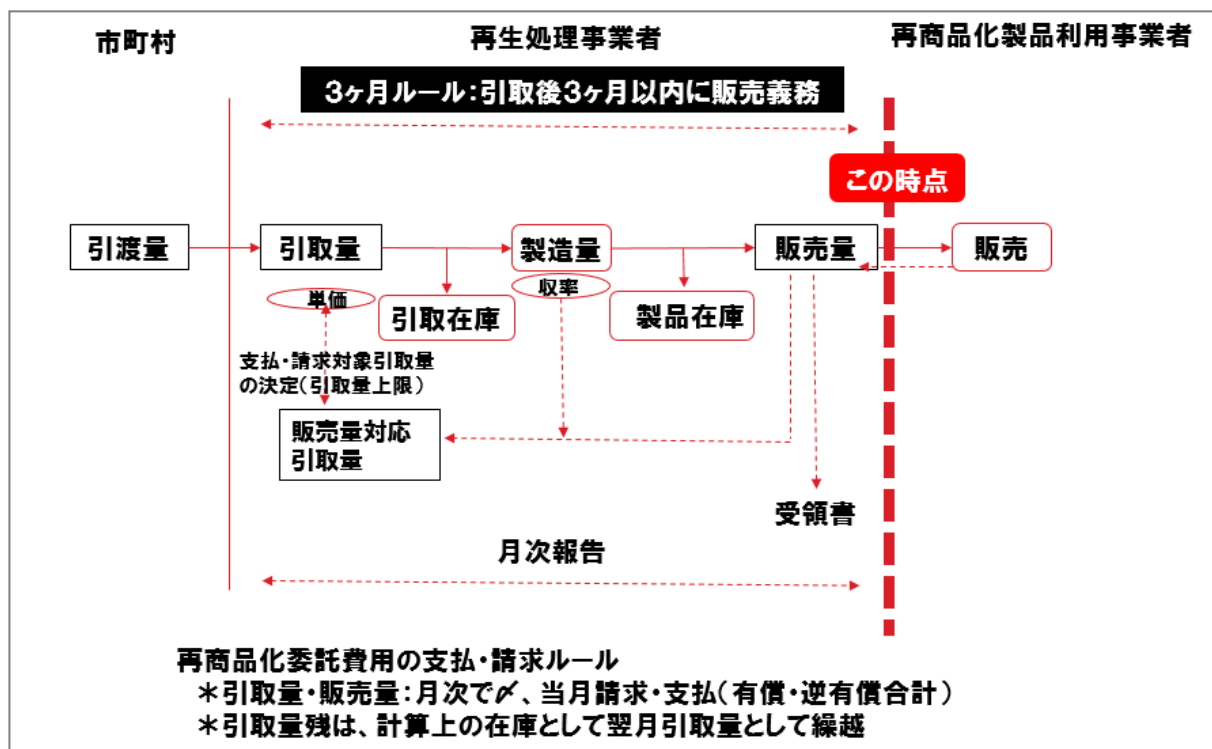
平成 31 年度以降

フレーク製造量をフレーク製造収率（※）で割戻した数量に入札単価を乗じて計算

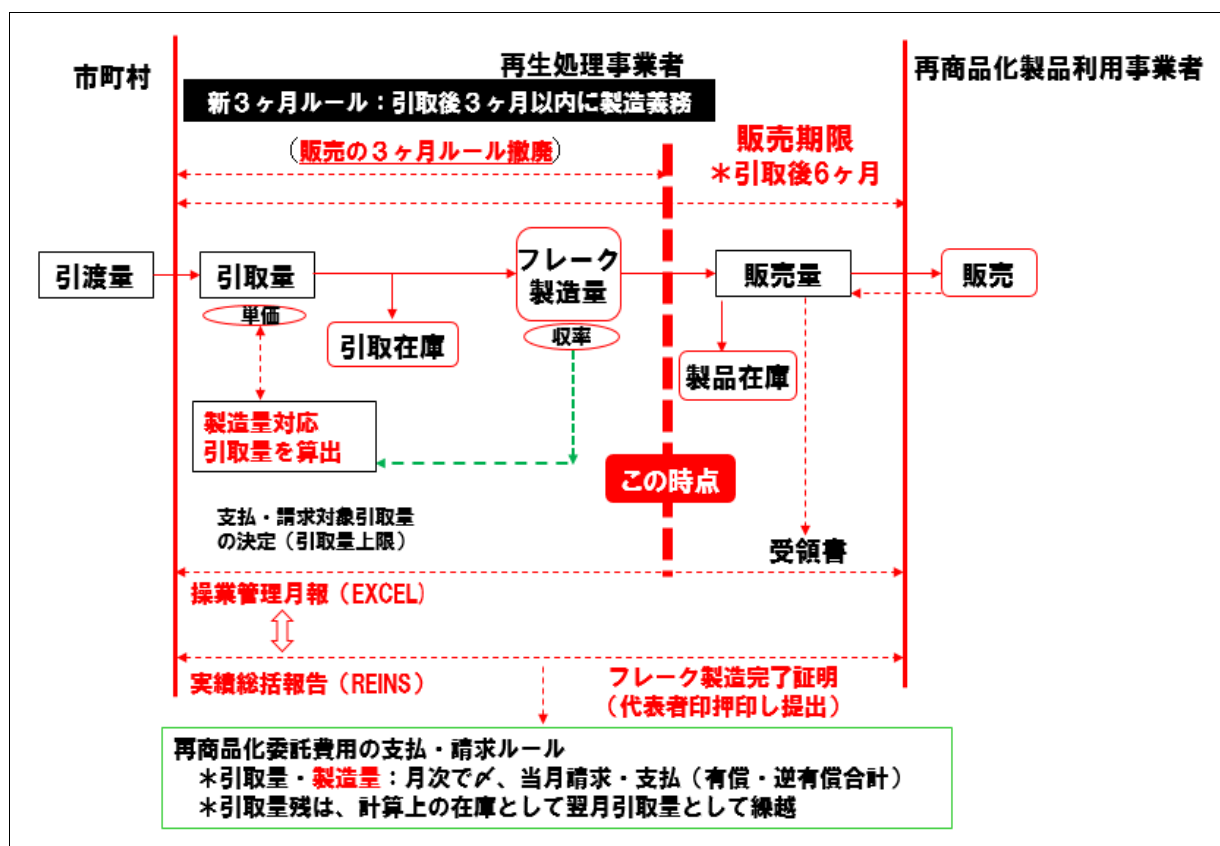
※フレーク製造収率：分別基準適合物の引取量に対するフレーク製造量の割合

※フレーク製造量は、月次で「フレーク製造完了証明書」を提出していただきます。

現行（平成 30 年度まで）のPETボトル業務フロー



平成 31 年度からのPETボトル業務フロー：フレーク製造量に基づく請求・支払方式概要



2. 再商品化業務の実施に係る管理内容・手続き等の変更点

上記1.にて説明した変更に伴い、再商品化業務の実施に係る種々の管理内容および手続き等が変更となります。

(1) フレーク製造完了証明量の登録書類（2-6 設備ラインフロー図）における特定

- ・施設関係書類における追加記載・追加資料の提出（平成31年2月に依頼済み）
フレーク製造量確定の為、2-6 設備ラインフローに赤枠で囲んで提出して頂く書類。
- ・再商品化工程が複雑な事業者は、専用のラインフロー図も提出して頂きます。
※今後設備変更等で修正が生じた場合には、都度提出が必要です

(2) 各種報告手続きの変更

① 月次報告の変更（詳細は資料4）

月次で提出して頂く報告書類一覧と報告期限

		報告書類名	報告方法	報告期限
1		引取実績報告	REINSに入力	毎月5日
2		販売(引き渡し)実績報告		
3	新	実績総括報告		
4	新	フレーク製造完了証明書	書面送付(郵送)	毎月12日
5		再商品化製品受領書		
6		引き取り伝票(写し)		
7		操業管理月報	REINSにアップロード	毎月5日

ア、新規提出書類:「実績総括報告」と「フレーク製造完了証明書」

<目的>再商品化委託料金の支払い方法の変更(有償・逆有償含む)の為。

イ、操業管理月報:記載内容軽減と記載内容の変更

<目的>事業者作業負担を目的に、日ごとの記載項目の削減を実施。

- ・「指定可燃物関連」「一廃許可内容」の項目削除
- ・残さ記入項目を有価物、廃棄物の合計値に簡素化
- ・当期分と前期繰越分の操業管理月報は分けて入力

ウ、従来からの提出書類の期間延長

- ・再商品化製品受領書、引取伝票(写し)の提出の期間が3ヶ月延長

エ、再商品化工程が複雑な事業者には専用の操業管理月報送付(別途連絡)

② 半期報告の実施（詳細は資料5）

再生処理事業者の作業負担軽減を目的に、登録時提出書類の大幅な削減及び月報作成作業軽減を実施致します。それに伴い平成31年度より半期に一度、下記書類を提出して頂きます。

ア、法令遵守関係書類の提出（半年もしくは年に1回）

- ・従来、事業者登録申請時に提出を求めていたが、平成31年度登録説明会時に登録申請書類の大幅な削減を掲げ、登録申請時での提出ではなく、法令に則り半年又は1年に1度提出すべき書類とした。平成31年度からは半期報として提出して頂きます。

※なお、平成30年度下期は経過措置として11月に提出して頂きました。

イ、残さ（有価物・廃棄物）に関する半期報告の提出

- ・月報での残さの記入は協会委託分の有価物、廃棄物を合わせた合計値のみ入力となります。（発生量合計、搬出量合計、在庫量合計）

詳細について、半期に1度提出して頂きます。

報告書類一覧と報告期限

	報告書類名	報告方法	報告期限
ア	法令遵守に関わる書類(差替・追加・削除)	書面送付(郵送)	上期分:10月31日(木) 下期分:4月30日(火)
イ	残さ報告書	REINSアップロード	

対象期間と報告期限

対象期間		報告期限
平成31年度上期	平成31年4月～平成31年9月	平成31年10月31日(木)
平成31年度下期	平成31年10月～平成32年3月	平成32年4月30日(木)
平成30年度下期	平成30年10月～平成31年3月	平成31年4月30日(火)

③ 再商品化業務に係るその他の報告（詳細は資料6）

従来、半期に一度提出して頂いた「PETボトル再商品化計画」（平成30年度上期事業者説明会資料では資料11）と、年度初めに提出して頂いた書類「リスクアセスメント」（平成30年度事業者説明会資料では当日配布資料1）について、その他の報告としてまとめました。

	報告書類名	報告方法	報告頻度	報告期限
1	再商品化計画	REINS アップロード	半期毎	上期分:10月31日(木) 下期分:4月30日(火)
2	リスクアセスメント実施状況	書面送付(郵送)	年1回	4月30日(火)

(3) 現地検査実施内容の変更

「フレーク製造完了証明量」に基づく再商品化委託費用の収受への変更に伴い、現地検査時の主な確認ポイントが一部変更となります。

当日準備する資料および当日の検査内容は下記のとおりですのでご注意ください。

1) 当日準備する資料

平成 31 年度から新たにご準備いただく資料

- ① 前日までの操業記録が入力された操業管理月報
- ② 月報入力的基础となる製造現場での各種記録（手書きの記録等）の前日分を含む直近 3 か月分

従来通り準備いただく資料

- ③ 廃棄物マニフェスト帳票 A～E 票セットで 直近 6 か月分
- ④ フォークリフト検査記録
- ⑤ 消防設備点検記録
- ⑥ 直近の健康診断記録
- ⑦ 直近の作業環境騒音測定結果
- ⑧ リスクアセスメント実施一覧
- ⑨ 登録申請書類一式（変更した書類含む）

* 詳細につきましては、現地検査の事前連絡時（約 1 週間前）にお知らせします。
（平成 31 年度よりメールのみのご連絡とさせていただきます）

2) 当日の検査内容

平成 31 年度から新たに検査する内容

- ① 「フレーク製造完了証明量」確認
 - ・フレーク製造に関する各種計量数値の確認と照合
 - ・フレーク製造在庫の確認と照合
 - ・必要に応じてフレーク製造に関する販売伝票等の確認と照合
 - ・必要に応じて、原料ペール、ペレット在庫の確認と照合

従来通り検査する内容

- ② 提出の施設関係書類と現場工程の照合
- ③ 廃棄物処理状況確認
- ④ 安全衛生管理状況確認
- ⑤ 業務改善指示、指導票、前回確認票指摘事項等に対する対応状況
- ⑥ その他、適正な再商品化の実施のための確認が必要と認められる事項

なお、当該再生処理事業者の役職員および顧問以外の第三者の現地検査への立会いは認められません。また、現地検査の効果の確認のために事前連絡なしに再度現地検査を行う事があります。

(4) 再商品化スケジュール（詳細は資料11）

上記1.にて説明した変更に伴い、再商品化業務の実施に係る種々のスケジュールが変更となります。

※変更ポイント：従来の再商品化製品販売期限がフレーク製造期限

再商品化製品販売期限はそれから3ヶ月後

H31 上期	フレーク製造期限	平成31年12月31日（火）
	再商品化製品販売期限	平成32年3月31日（火）
H31 下期	フレーク製造期限	平成32年6月30日（火）
	再商品化製品販売期限	平成32年9月30日（水）

(5) 契約書、措置規程の変更

3ヶ月ルールの改正および再商品化委託料金の支払い方法の変更（有償・逆有償含む）に伴い契約書と措置規程の変更を実施致します。詳細は平成30年12月実施の「平成31年度上期PETボトル入札説明会」にて案内致しました、「平成31年度上期PETボトル再商品化に関する入札説明会のポイント」（パワーポイント資料）を参照願います。

(6) その他の変更点

① 平成31年度における消費税対応について（資料17参照）

10月分以降の販売実績（PETボトルでは、平成31年度よりフレーク製造実績）に基づくお支払（有償の場合はご請求）にもその税率が適用されます。

3. その他の留意点

(1) 労働災害について

① 発生状況

発生状況等については、当日配布資料①（パワーポイント）参照願います。

② 報告

受託業務において、万一、事故や労働災害が発生してしまった場合の協会への報告については、下記のようにお願いします。

事故・労働災害における報告区分

*:前置措置以降の対応は、措置規程上限基準に準ずる。

事故・労働災害の報告	労働基準監督署への報告書提出の要・不要		協会への報告	協会の措置対応*	
	報告対象	報告期日			
(事故報告) 労働安全衛生規則第96条	96条に示される事故が発生した場合、報告書を提出	遅滞なく	速やかな報告 及び 月次報告	前置措置としての指導票を発行	
(労働者死傷病報告) 労働安全衛生規則第97条	労働災害により死傷し、又は休業した場合、報告書を提出	休業4日以上	速やかな報告 及び 月次報告	前置措置としての指導票を発行	
		休業4日未満	①四半期ごと 1～3月、4～6月 7～9月、10～12月 ②期間最後の月の翌月末日まで	速やかな報告 及び 月次報告	前置措置としての指導票を発行
		休業無し	不要 (療養の給付請求書) 医療機関を經由し労基へ提出	速やかな報告 及び 月次報告	内容に応じ対応

受託業務に影響を及ぼす事故についてのみ報告

※受託業務以外の報告は不要

③ 再発防止

事故や災害の原因を解析し、2度と同じような災害を起こさないように十分な安全対策を取っていただきたい。

以上